

社会福祉法人 健楽会 行動計画

女性活躍推進法及び次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を次のとおり策定する。

1. 計画期間 令和4年4月1日～令和9年3月31日

2. 目標と取組内容

目標 1： 1人当たりの年次有給休暇の取得を労働基準法上満たし、取得率を60%とする。

取組内容：令和4年4月～ 年次有給休暇取得予定表の掲示や、取得状況を取りまとめる。
令和5年4月～ 社内広報誌等で年次有給休暇取得促進キャンペーンを行う。
令和6年4月～ 労働者1人当たりの年次有給休暇の取得日数55%とする。
社内広報誌等で年次有給休暇取得促進キャンペーンを行う。
令和7年4月～ 労働者1人当たりの年次有給休暇の取得日数60%とする。

目標 2： 育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業などの諸制度の周知及び相談体制の整備の実施

取組内容：令和4年4月～ 対象職員に対して、担当職員から制度の説明と情報提供を行う。
令和4年9月～ 妊娠中や産前産後休暇、育児休業復帰の職員のための相談窓口を設置検討する。
令和5年10月～ 妊娠中や産前産後休暇、育児休業復帰の職員のための相談窓口を設置する。
令和6年4月～ 相談窓口担当者の育成を行う。
令和7年4月～ 相談窓口担当者の設置及び活用について職員へ通知する。